

議案第63号

世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある
るので、本案を提出する。

世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。